

広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

【令和7年9月分】

- ・ なまこ漁業
- ・ 小型機船底びき網漁業
- ・ 機船船びき網漁業
- ・ ごち網漁業
- ・ 刺し網漁業
- ・ 流し刺し網漁業
- ・ え虫こぎ漁業
- ・ たこ壺漁業
- ・ かご漁業
- ・ まきえ釣漁業
- ・ つぼ網漁業

定義

海域 1、2、3 については、次のとおり定義する。

海域 1

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ 8 直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上 800 メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600 メートルの所

海域 2

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ 8 直線及びクからケを見通す線の延長線以东、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸 250 メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上 800 メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600 メートルの所

- コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界
- サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ソ 愛媛県岩城島新城鼻

海域 3

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸 500 メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ 6 直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上 500 メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸 500 メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211 メートル）を見通す線上 350 メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町 9 番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243 メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第1 なまこ漁業

1 許可すべき漁業者の数及び制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
素潜りを含むいさりによるなまこ漁業	安芸地区（別記のとおり）	11月1日から翌年3月31日まで	45	1 令和2年12月1日より前から、漁業の許可、漁業権又は入漁権のいずれにも基づかない自由漁業により、適法になまこ漁業を営んでいた個人漁業者 2 申請の操業区域の地区内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可を申請すべき期間

令和7年9月8日から令和7年10月8日まで

3 条件

この漁業の許可に当たり、知事は、規則第13条の規定に基づき、次のとおり条件を付けることがある。

ア 規則第44条第1項第2号（船舶を使用する場合を含む。）、第4号及び第5号に定める以外の漁具又は漁法を用いてはならない。

イ 共同経営者又は従事者がある場合、2人を超える者が同時に採捕を行ってはならない。

ウ なまこを対象とする第一種共同漁業権区域で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合が免許を受け又は入漁権を設定した共同漁業権の区域を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを携帯しなければならない。

エ 海田湾開発事業に伴う消滅海域は、操業してはならない。

別記（操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

第2 小型機船底びき網漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) 落ちがきこぎ網漁業、落ちがきけた網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第3種 落ちがきけた網漁業	区第248号、区第249号、区第250号、区第251号、区第252号、区第253号、区第254号、区第255号の区域	2月1日から3月31日まで	—	5トン未満	1	かき筏垂下式養殖業を内容とする第1種区画漁業権の漁業権者及び当該漁業権の行使者の代表者が同意した者

(2) えびこぎ網漁業等

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種 えびこぎ網漁業	別記1のうち安芸地区	1月1日から12月31日まで	—	5トン未満	1	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者。ただし、手繰第2種のうちなまここぎ網及びてっかんこぎ網並びに手繰第3種については、手繰第2種えびこぎ網の許可を有する者に限り、山口県隣接漁場のけた網については、共第15
手繰第2種 なまここぎ網漁業	別記2のとおり	11月1日から翌年3月31日まで				
手繰第2種 てっかんこぎ網漁業	別記3のうち安芸地区	11月1日から翌年4月30日まで				
手繰第3種 けた網漁業	別記4のうち安芸地区	12月1日から翌年4月30日まで				

手繰第3種 山口県隣接 漁場のけた 網漁業	別記5のとお り	12月7日 から翌年 3月31日 まで				号漁業権の組 合員行使権を 有する漁業者 であって、小 型機船底びき 網手繰第3種 けた網漁業の 許認可を受け ている者に限 る。
手繰第3種 戦車こぎ網 漁業	別記6のうち 安芸地区	12月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第2種 えびこぎ網 漁業	別記1のうち 備後地区	1月1日 から12月 31日まで	—	5トン未 満	1	備後地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者。ただ し、手繰第2 種のうちてっ かんこぎ網並 びに手繰第3 種について は、手繰第2 種えびこぎ網 の許可を有す る者に限る。
手繰第2種 てっかんこ ぎ網漁業	別記3のうち 備後地区	11月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第3種 けた網漁業	別記4のうち 備後地区	11月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第3種 ちえんこぎ 網漁業	別記7のとお り	11月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第3種 そろばんこ ぎ網漁業	別記8のとお り	11月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第3種 戦車こぎ網 漁業	別記6のうち 備後地区	12月1日 から翌年 3月31日 まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月8日から令和7年9月18日まで

3 条件

(1) えびこぎ網漁業

ア 別表第2（小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項に限る。）の禁止区域においては、操業してはならない。

イ 別表第3（小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項に限る。）の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。

ウ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

- エ 14メートル以上のビームを使用してはならない。
- オ ビームと手木（手木がない場合は袖網の袖口）との間を6メートル以上離してはならない。
- カ ビームと手木は、直結してはならない。
- キ ビームが、操業中に海底をかく役目をするものであってはならない。
- ク 沈子綱のほかにオドシを取りつけてはならない。
- ケ 曳綱（又綱）は、ビームと連結しなければならない。
- コ 浮子綱（上網）は、ビームにかぶさってはならない。
- サ 手木の部分の高さ又は袖網の袖口（沈子綱から浮子綱までの高さをいう。）が1メートル以下でなければならない。

(2) なまここぎ網漁業

- ア 第1種区画漁業の養殖施設（かき筏及びかき杭打垂下式養殖業を除く。）から50メートル以内の区域では、操業してはならない。
- イ 袋網と袖網とが明確に区別できる仕立てでなければならない。
- ウ ビームと手木は直結してはならない。
- エ 沈子綱のほかにオドシを取りつけてはならない。
- オ 曳綱（又綱）は、ビームと連結しなければならない。
- カ なまこ以外を漁獲目的としてはならない。

（安芸地区）

- キ 沈子綱は、1本のロープ又はチェーンであること。重りとしてチェーン等を取りつける場合は、沈子綱に密着、固定し、最大部の直径が11センチメートル未満でなければならない。
- ク 第1種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(3) てっかんこぎ網漁業

- ア 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

(4) けた網漁業

- ア 別表第1の禁止区域においては、操業してはならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて第1種共同漁業の内容となっている水産動物を採捕する場合は、この限りではない。

- イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から、50メートル以内の区域では、操業してはならない。

（安芸地区）

- ウ とり貝の採捕を目的とする場合

- (ア) 爪の間隔5センチメートル以上のものでなければならない。
- (イ) 網目6センチメートル以上のものでなければならない。

- エ 爪のないけた網で操業する場合、曳綱（又綱）と桁の4隅（角）を確実に連結し、

桁が立つように曳く構造にしなければならない。

(5) 山口県隣接漁場のけた網漁業

ア 別表第1の禁止区域においては、操業してはならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて第1種共同漁業の内容となっている水産動物を採捕する場合は、この限りではない。

イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では操業してはならない。

ウ とり貝の採捕を目的とする場合

(ア) 爪の間隔5センチメートル以上のものでなければならない。

(イ) 網目6センチメートル以上のものでなければならない。

(ウ) 桁の巾3メートル以下のものでなければならない。

エ 爪のないけた網で操業する場合、曳綱(又綱)と桁の4隅(角)を確実に連結し、桁が立つように曳く構造にしなければならない。

(6) ちえんこぎ網漁業

ア 別表第1の禁止区域においては、操業してはならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて第1種共同漁業の内容となっている水産動物を採捕する場合は、この限りではない。

イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

(7) そろばんこぎ網漁業

ア 別表第1の禁止区域においては、操業してはならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて第1種共同漁業の内容となっている水産動物を採捕する場合は、この限りではない。

イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

(8) 戦車こぎ網漁業

ア 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

別記1 (えびこぎ網漁業の操業区域)

安芸地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以西、オ、カを結んだ直線以北の広島県海面。

ただし、共第4号、第8号、第21号、第38号、第40号、第55号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第72号、第74号、第86号、第99号、第121号及び第151号の区域を除く。

ア 呉市広黄幡町石ケ鼻(黄幡の鼻)

イ 呉市下蒲刈町下黒島南端

ウ イから呉市豊浜町尾久比島南西鴨瀬灯台を見通す線と同市蒲刈町黒鼻からエを見通す線との交点

- エ 呉市豊浜町斎島西端
- オ 呉市豊浜町斎島北端
- カ 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央

備後地区

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

別記2（なまここぎ網漁業の操業区域）

安芸地区

海域1。ただし、次のア、イを結んだ直線、ウ、エ、オを順次結んだ2直線、カ、キを結んだ直線並びに呉市下蒲刈島東側及び同市上蒲刈島北側の最大高潮時海岸線以北の海域を除く。

- ア 呉市戸田港波止増築碑
- イ 呉市下蒲刈町黒崎北端
- ウ 呉市下蒲刈町鳩岡の南端の鼻
- エ 呉市下蒲刈町白石の高
- オ 呉市蒲刈町小市ヶ浜埋立地護岸東端
- カ 呉市蒲刈町黒鼻
- キ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

別記3（てっかんこぎ網漁業の操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以西、オ、カを結んだ直線以北の広島県海面。ただし、次に掲げる1、2、3及び4の海域を除く。

- ア 呉市広黄幡町石ヶ鼻（黄幡の鼻）
 - イ 呉市下蒲刈町下黒島南端
 - ウ イから呉市豊浜町尾久比島南西鴨瀬灯台を見通す線と同市蒲刈町黒鼻からエを見通す線との交点
 - エ 呉市豊浜町斎島西端
 - オ 呉市豊浜町斎島北端
 - カ 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央
- 1 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)を順次結んだ4直線以南の海域
- (ア) 小瀬川河口における広島県と山口県との境界第2標石
 - (イ) 大竹市阿多田島シビト鼻からアを見通す線上1,500メートルの点
 - (ウ) 大竹市甲島頂上から江田島市沖美町大黒神島北西の馬ヶ瀬灯浮標を見通す線上1,000メートルの点
 - (エ) 大竹市阿多田島シビト鼻からオを見通す線とウから呉市倉橋町城岸鼻を見

通す線との交点

(オ) 呉市倉橋町黒島北端

2 別表第1の21、24、25、28、33の海域

3 別表第2の小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄
1、2、3及び5の海域

4 次の(ア)、(イ)、(ウ)を順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県海域

(ア) 大竹市御幸町小方南港東側防波堤東側付け根

(イ) 廿日市市宮島町革籠崎

(ウ) 山口県岩国市日本製紙(株)岩国工場の三本煙突のうち中央の煙突(航空標識が設置されている高さ80メートルのもの)

備後地区

(11月1日から11月30日まで)

福山市内海町当木島南端と尾道市因島鏡浦町梶崎(梶ノ鼻)を結んだ直線以北の海面及び福山市内海町田島高山山頂と香川県伊吹島北端を結んだ直線以東の広島県海域。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

(12月1日から翌年3月31日まで)

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

ア 尾道市浦崎町宝間鼻

イ 尾道市向東町女法崎

ウ 尾道市向島町観音鼻

エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻

オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻(御ヶ崎)

カ 愛媛県弓削島北端(馬立ノ鼻)

別記4(けた網漁業の操業区域)

安芸地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以西、オ、カを結んだ直線以北の広島県海面。ただし、広島・山口県境における小瀬川河口の第2標石、大竹市阿多田島シビト鼻、呉市倉橋町黒島北端及び愛媛県津和地島北端を順次結んだ3直線以南の広島県海面を除く。

ア 呉市広町石ヶ鼻(黄幡の鼻)

イ 呉市下蒲刈町下黒島南端

ウ イから呉市豊浜町尾久比島南西鴨瀬灯台を見通す線と同市蒲刈町黒鼻からエを見通す線との交点

エ 呉市豊浜町斎島西端

オ 呉市豊浜町斎島北端

カ 呉市倉橋町白石(三ツ石)中央

備後地区

(11月1日から11月30日まで)

福山市内海町田島高山山頂と香川県伊吹島北端を結んだ直線以東の広島県海域。ただし、別表第2 小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4 及び5に掲げる区域を除く。

(12月1日から翌年3月31日まで)

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、別表第2 小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4 及び5に掲げる区域を除く。

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

別記5（山口県隣接漁場のけた網漁業の操業区域）

広島・山口県境における小瀬川河口の第2 標石、大竹市阿多田島シビト鼻、呉市倉橋町黒島北端及び愛媛県津和地島北端を順次結んだ3 直線以南の広島県海面

別記6（戦車こぎ網漁業の操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3 直線以西、エ、オを結んだ直線以北の令和2 年11月16日付け農林水産省告示第2235号の海域。ただし、別表第2 小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄2、3 及び5の海域を除く。

- ア 呉市広町石ヶ鼻（黄幡の鼻）
- イ 呉市下蒲刈町下黒島南端
- ウ イから呉市豊浜町尾久比島南西鴨瀬灯台を見通す線と同市蒲刈町黒鼻から同市豊浜町斎島西端を見通す線との交点
- エ 呉市豊浜町斎島西端から同市蒲刈町黒鼻を見通す線と同市豊浜町斎島北端からオを見通す線との交点
- オ 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央から同町亀ヶ首を見通す線上1,500メートルの所

備後地区

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、別表第2 小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4 及び5に掲げる区域を除く。

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

別記7（ちえんこぎ網漁業の操業区域）

（11月1日から11月30日まで）

福山市内海町当木島南端と尾道市因島鏡浦町梶崎（梶ノ鼻）を結んだ直線以北の海面及び福山市内海町田島高山山頂と香川県伊吹島北端を結んだ直線以東の広島県海域。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

（12月1日から翌年3月31日まで）

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、次に掲げる1及び2の区域を除く。

ア 尾道市浦崎町宝間鼻

イ 尾道市向東町女法崎

ウ 尾道市向島町観音鼻

エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻

オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）

カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

1 別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域

2 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)を順次結んだ4直線以南の海域

(ア) 福山市内海町横島グイビの鼻から愛媛県魚島俵崎を見通す線と同県百貫島山頂から、同市走島町宇治島南西端を見通す線との交点

(イ) 福山市内海町横島グイビの鼻から愛媛県魚島俵崎を見通す線と同県百貫島山頂から、同市走島町宇治島南西端を見通す線上500メートルの点

(ウ) 福山市内海町当木島南端

(エ) 尾道市向島町観音鼻から愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と同市因島鏡浦町梶ノ鼻から福山市内海町当木島南端を見通す線との交点

(オ) 尾道市向島町観音鼻から愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と同市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）から愛媛県百貫島山頂を見通す線との交点

別記8（そろばんこぎ網漁業の操業区域）

（11月1日から11月30日まで）

福山市内海町田島高山山頂と香川県伊吹島北端を結んだ直線以東の広島県海域。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

（12月1日から翌年3月31日まで）

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、次に掲げる1及び2の区域を除く。

ア 尾道市浦崎町宝間鼻

イ 尾道市向東町女法崎

ウ 尾道市向島町観音鼻

エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻

オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）

カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

1 別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域

2 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)を順次結んだ4直線以南の海域

(ア) 福山市内海町横島グイビの鼻から愛媛県魚島俵崎を見通す線と同県百貫島山頂から、同市走島町宇治島南西端を見通す線との交点

(イ) 福山市内海町横島グイビの鼻から愛媛県魚島俵崎を見通す線と同県百貫島山頂から、同市走島町宇治島南西端を見通す線上500メートルの点

(ウ) 福山市内海町当木島南端

(エ) 尾道市向島町観音鼻から愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と同市因島鏡浦町梶ノ鼻から福山市内海町当木島南端を見通す線との交点

(オ) 尾道市向島町観音鼻から愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と同市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）から愛媛県百貫島山頂を見通す線との交点

第3 機船船びき網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
浮きこぎ網使用の二そうさより船びき網漁業	海域1	10月10日から翌年4月30日まで	48キロワット（15馬力）以下	—	2	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月8日から令和7年9月18日まで

3 条件

第1種及び第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、共第15号及び第18号並びに自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

第4 ごち網漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一そうローラーごち網漁業	安芸地区（別記のとおり）	4月1日から翌年3月31日まで	48キロワット（15馬力）以下	5トン未満	2	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

	海域 3				1	備後地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
--	------	--	--	--	---	----------------------------------

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 9 月 18 日まで

3 条件

ア 別表第 2（ごち網漁業のうち 1 そうローラーごち網漁業の項に限る。）の禁止区域においては、操業してはならない。

イ 別表第 3（ごち網漁業のうち 1 そうローラーごち網漁業の項に限る。）の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。

（愛媛県入漁許可証受有者）

ウ 網目は 3.5 寸（10.6 センチメートル）以上のものでなければならない。

別記（操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ 5 直線以西の広島県海面

ア 呉市広町下猫崎

イ 呉市下蒲刈町下黒島南端

ウ 呉市下蒲刈町上黒島南端

エ 呉市蒲刈町黒鼻

オ 呉市豊浜町斎島西端

カ 愛媛県小安居島北端

第 5 刺し網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) 安芸地区の三枚建刺し網（かき筏漁場）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべ き 船舶等の数	当該漁業を営む 者の資格
三枚建刺 し網	操業区域 12 （別記 1 の とおり）	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	定めない	定めない	1	操業区域に係る 漁業権者及び行 使用者が同意した 者
	操業区域 16 （同上）				1	

(2) 一枚建刺し網、一枚建狩刺し網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数		船舶の 総トン数	許認可すべ き 船舶等の数	当該漁業を営 む者の資格
------	------	------	--------------	--	-------------	---------------------	-----------------

一枚建刺し網	海域1	1月1日から12月31日まで	定めない		定めない	11	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3	4月1日から11月30日まで				5	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
一枚建狩刺し網	海域1	7月1日から翌年3月31日まで	定めない		定めない	4	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

(3) いそ建・も建網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いそ建・も建網	操業区域4 (別記2のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	1	尾道東部漁業協同組合(歌浦地区)の組合員である者
	操業区域5 (同上)				1	吉浦漁業協同組合の組合員である者
	操業区域7 (同上)				2	音戸漁業協同組合の組合員である者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月8日から令和7年9月18日まで

3 条件

(1) 安芸地区の三枚建刺し網

ア 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

イ 中網の網目は、4節以上、7節以下(5.0～10.1センチメートル)でなければならない。

ウ 敷設する網数は1統とし、1統の網の長さは150メートル以内でなければならない。

(2) 一枚建刺し網

ア 網丈は3メートル以内でなければならない。

イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

安芸地区

ウ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

備後地区

- ウ 網の両端に標識を掲げなければならない。
- エ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。
- オ 網の長さは、1 隻につき2,000メートル以内とする。ただし、がざみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは1,200メートルを超えてはならない。
- カ 次の表のア欄に掲げる網目の大きさの漁具については、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。ただし、松永湾（瀬戸内海漁業取締規則第2条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する海域及びひき網漁業の種類の表の11の海域）を除く。

ア 網目の大きさ	イ 操業時間
9 節 (3.8センチメートル) より荒く、4 寸 (12.1センチメートル) より細かいもの	午後 3 時から午前 0 時まで (15時から24時まで)
4 寸 (12.1センチメートル) 以上のもの	午前 4 時から午後 0 時まで (4時から12時まで)

(3) 一枚建狩刺し網

- ア 網目の大きさは、10節以上、12節以下 (2.7～3.4センチメートル) でなければならない。

安芸地区

- イ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(4) いそ建・も建網

- ア 船舶の航行をみだりに妨げてはならない。
- イ 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

別記1（安芸地区の三枚建刺し網（かき筏漁場））

操業区域12	区第 157 号、区第 159 号の区域
操業区域16	区第 226 号の区域

別記2（いそ建網・も建網の操業区域）

操業区域 4

次のアイを結んだ線以東の尾道港の区域。ただし、共第369及び370号の区域を除く。

ア 尾道市向島町荒神の鼻

イ 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から南側護岸沿い東へ50メートルの所

操業区域 5

次のアイを結んだ直線、イウを呉市の距岸500メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、共第194号の区域及び公共物の占有水面を除く。

ア 呉市三つ石鼻（西端）

イ アから江田島市江田島町高須の鼻を見通す線と呉市の距岸500メートルの線との
交点

ウ 呉市宝町海上保安部等合同庁舎南東防波堤の南側付け根からの半径500メートル
の円周線とエから同市昭和町日新製鋼呉製鉄所埋立地護岸北角を見通す線との西側
の交点

エ 呉市中央棧橋敷地西端

操業区域 7

次のアイを結んだ直線、イウを距岸150メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 呉市音戸町北隠渡 2 丁目大東丸木材敷地東側防波堤南側付け根

イ アから呉市音戸町高須 3 丁目双見の鼻北端を見通す線とアの距岸150メートルの
線との交点

ウ エから呉市警固屋 8 丁目鼻崎の石灯籠を見通す線とエの距岸150メートルの線と
の交点

エ 呉市音戸町高須 3 丁目双見の鼻北西端

第 6 流し刺し網漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべき 船舶等の数	当該漁業を営 む者の資格
さわら流し 刺し網漁業	安芸地区 (別記 1 のとおり)	禁止区域の 欄 1 の海域 5 月 1 日 から 7 月 31 日まで 禁止区域の 欄 2 の海域 4 月 11 日 から 7 月 20 日まで	定めない	定めない	1	安芸地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
すずき流し 刺し網漁業	別記 2 の とおり	禁止区域の 欄 1 の海域 9 月 1 日 から 11 月 30 日まで 禁止区域の 欄 2 の海域 9 月 1 日 から 10 月 31 日まで			1	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 9 月 18 日まで

3 条件

(1) さわら流し刺し網漁業

ア 別表第2（流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業の項に限る。）の禁止区域においては、操業してはならない。

イ 別表第3（流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業の項に限る。）の禁止期間においては、禁止区域で操業してはならない。

ウ 網丈は、25メートル以内でなければならない。

エ 網目は、9.09センチメートル（3寸）より荒く、13.03センチメートル（4寸3分）より細かくなければならない。

オ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。

安芸地区

カ 午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。

(2) すずき流し刺し網漁業

ア 別表第3（流し刺し網漁業のうちすずき流し刺し網漁業の項に限る。）の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。

イ 網丈は、25メートル以内でなければならない。

ウ 網目は9.09センチメートル（3寸）より荒く、13.03センチメートル（4寸3分）より細かくなければならない。

エ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。

オ 次の表のア欄に掲げる操業期間においては、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。

ア 操業期間	イ 操 業 時 間
9月1日から 9月30日まで	午後5時30分から翌日午前5時まで
10月1日から 10月31日まで	午後5時から翌日午前5時30分まで
11月1日から 11月30日まで	午後4時30分から翌日午前6時まで

別記1（さわら流し刺し網漁業の操業区域）

安芸地区

別表第3の流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業の禁止区域の欄1及び2の海域

別記2（すずき流し刺し網漁業の操業区域）

別表第3の流し刺し網漁業のうちすずき流し刺し網漁業の項禁止区域の欄1及び2の海域

第7 え虫こぎ

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可す べき船舶 等の数	当該漁業を営 む者の資格
------	------	------	--------------	-------------	---------------------	-----------------

え虫こぎ 漁業	海域1	1月1日 から12月31 日まで	48キロワ ット(15 馬力)以 下	定めない	2	安芸地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
------------	-----	------------------------	-----------------------------	------	---	----------------------------------

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月8日から令和7年9月18日まで

3 条件

午後5時から午前3時までは、操業してはならない。

第8 たこ壺

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべき 船舶の数	当該漁業を営 む者の資格
たこ壺	海域1	1月1日 から12月 31日まで	定めない	定めない	13	安芸地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
	海域3				1	備後地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月8日から令和7年9月18日まで

3 条件

(備後地区)

距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

第9 かご

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) いか玉

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべき 船舶等の数	当該漁業を営 む者の資格
いか玉	操業区域3 (別記のと おり)	4月1日 から6月 30日まで	定めない	定めない	2	操業区域に係 る漁業権者及 び行使者が同 意した者
	操業区域4 (同上)				1	
	操業区域12 (同上)				1	

(2) あなご筒

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべき 船舶等の数	当該漁業を営 む者の資格
あなご筒	海域1	5月1日 から12月 31日まで	定めない	定めない	12	安芸地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
	海域2				1	中部地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
	海域3				1	備後地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月8日から令和7年9月18日まで

3 条件

(1) いか玉

漁具内部に魚等の餌を入れてはならない。

(2) あなご筒

ア この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

(ア) 漁具の形状は筒型とし、その大きさは外径15センチメートル以内、奥行75センチメートル以内でなければならない。

(イ) 漁具の材質に、網地を使用してはならない。

(ウ) 漏斗部よりも内側（中央部側）に直径13ミリメートル以上の水抜き穴を合計8個以上設けたものでなければならない。

(エ) 1隻につき60個以内でなければならない。

備後地区

イ 午前3時から午後4時までの間は、操業してはならない。

安芸地区

イ 午前6時から午後4時までの間は、操業してはならない。

ウ 他種漁業が漁具を敷設しているときは、その操業や行使を妨げてはならない。

エ あなご以外を漁獲目的としてはならない。

別記（いか玉操業区域）

操業区域3

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 江田島市沖美町入鹿鼻

イ アから江田島市沖美町大黒神島押島鼻を見通す線上2,000メートルの点

ウ エから江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線上1,000メートルの点

エ 江田島市能美町大矢鼻

操業区域4

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

及びオ、カ、キ、ク、ケを順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにコ、サ、シ、ス、コを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 江田島市大柿町沖野島片山崎

イ 江田島市大柿町赤羽根崎

ウ 江田島市能美町大矢鼻

エ 江田島市大柿町沖野島マルヤマの鼻

オ 江田島市大柿町芋ヶ鼻

カ オから呉市倉橋町田の尻鼻を見通す線上その中央点

キ 江田島市大柿町長島南端から呉市倉橋町大向鼻を見通す線と江田島市大柿町長島浮標から呉市倉橋町伝太郎鼻を見通す線との交点

ク 江田島市大柿町長島南端から呉市倉橋町大向鼻を見通す線と、ケから江田島市大柿町長島沖灯浮標を見通す線との交点

ケ 江田島市大柿町親休鼻

コ 大竹市阿多田島本浦灯台から呉市倉橋町沖西五番之碕灯台を見通す線と江田島市沖美町大黒神島オニシの鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

サ 大竹市阿多田島本浦灯台から呉市倉橋町西五番之碕灯台を見通す線と同町伝太郎鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

シ 大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と同町伝太郎鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

ス 大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と江田島市沖美町大黒神島オニシの鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

操業区域12

次のアイを結んだ直線、イウを尾道市百島町の西側距岸500メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市百島町女男石鼻

イ アから尾道市浦崎町満越栈橋を見通す線上500メートルの点

ウ エから福山市内海町横島鳶ヶ巣山頂を見通す線上500メートルの点

エ 尾道市百島南端

第10 まきえ釣

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まきえ釣	広島県海面一円	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	54	広島県内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月8日から令和7年9月18日まで

3 条件

定めない

第11 つば網漁業

1 許可又は起業の認可をする漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
つば網漁業	操業区域 1 ～ 4 (別記のとおり)	操業区域 1 ～ 3 1 月 1 日から 12 月 31 日 まで 操業区域 4 8 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	1	申請の操業区域に係る第 2 種共同漁業権の漁業権者が同意した者

2 許可を申請すべき期間

令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 9 月 18 日まで

3 条件

定めない

別記（操業区域）

操業区域 1

次のアイを結んだ直線以西、ウエを結んだ直線以东の第 2 種共同漁業権共第 169 号の区域内。ただし、オカを結んだ直線以北の区域を除く。

ア 呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南西角

イ 呉市下蒲刈町上黒島北東端

ウ 呉市下蒲刈町尾ノ鼻

エ 呉市下蒲刈町下黒島日山の鼻

オ 呉市下蒲刈町牛ヶ首

カ 呉市下蒲刈町芋城の鼻

操業区域 2

次のアイを結んだ直線とイエを南回りに距岸 200 メートルで結んだ線とエウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 呉市下蒲刈町上黒島北東端

イ アから呉市下蒲刈町ヒクベ島の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ エから呉市下蒲刈町黒鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

エ 呉市下蒲刈町上黒島ダイユウ技研土木（株）栈橋北側付根から護岸沿い北へ 100 メートルの所

操業区域 3

呉市下蒲刈町ヒクベ島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

操業区域 4

次のア、イを結んだ直線とイ、エを南回りに距岸 150 メートルで結んだ線とエウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 呉市下蒲刈町上黒島南東端

- イ アから呉市蒲刈町黒鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
- ウ エから呉市下蒲刈町下黒島横山の鼻の北東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
- エ 呉市下蒲刈町上黒島西端

別表第 1（手繰第 3 種漁業（落がきけた網漁業を除く。）の禁止区域）

1	次のア・イを結んだ直線とイ・ウを距岸 150 メートルで結んだ線、ウ・エ、エ・オを結んだ 2 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 大竹市小方一丁目飛石港防波堤北側付け根 イ アから 94 度 10 分の線と距岸 150 メートルの線との交点 ウ エから 58 度 30 分の線と距岸 150 メートルの線との交点 エ オから 328 度 30 分 75・228 メートルの所 オ 大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角
2	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸 150 メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 大竹市玖波一丁目恵川河口左岸角から護岸沿い北東へ 50 メートルの点 イ アから廿日市市宮島町長浦の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点 ウ 廿日市市塩屋漁港南側防波堤突端から同市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点 エ 廿日市市沖塩屋四丁目埋立地（大野下水浄化センター）護岸南西角
3	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸 150 メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線、オ・カを結んだ直線、カ・キを距岸 150 メートルで結んだ線、キ・クを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 廿日市市沖塩屋四丁目埋立地（小田島近隣公園）護岸南東角 イ 廿日市市蛭ヶ崎南鼻から同市宮島町御床浦神社を見通す線と同市蛭ヶ崎南鼻の距岸 150 メートルの線との交点 ウ 廿日市市蛭ヶ崎南鼻からエを見通す線と距岸 150 メートルの線との交点 エ 廿日市市宮島町白鼻 オ 廿日市市宮島町大黒鼻北西端 カ 廿日市市観音崎からオを見通す線と距岸 150 メートルの線との交点 キ 廿日市市地御前五丁目田屋埋立地（かき作業団地）北東角からクを見通す線と距岸 150 メートルの線との交点 ク 廿日市市地御前五丁目地御前漁港南側埋立地護岸南西角
4	次のア・イを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 廿日市市地御前五丁目地御前漁港南側埋立地護岸南東角から護岸沿い北へ 70 メートルの点 イ 廿日市市木材港南護岸南角から護岸沿い北西へ 575 メートルの点
5	次のア・イを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 広島市佐伯区はつかいち大橋南側西詰 イ 広島市佐伯区はつかいち大橋南側東詰
6	次のア・イ・ウを順次結んだ 2 直線以北の海域 ア 広島市西区商工センター八丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から廿日市市宮島町の

高(弥山)を見通す線と対岸の埋立地護岸との交点 イ 広島市西区商工センター八丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から171度420メートルの点 ウ 広島市西区商工センター八丁目護岸南西角
7 次のア・イ・ウ・エを順次結んだ3直線以北の海域 ア 広島市西区庚午橋下流橋下流側右岸付け根 イ アから広島市西区庚午橋下流橋下流側左岸付け根を見通す線上75メートルの点 ウ 広島市西区草津港一丁目南東角(草津漁港東側防波堤西側付け根)から護岸沿い北へ310メートルの点からエを見通す線上130メートルの点 エ 広島市西区観音新町四丁目南西角から護岸沿い北へ350メートルの点
8 次のア・イ・ウ・エを順次結んだ3直線、オ・カを結んだ直線、キ・クを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 広島市西区観音新町四丁目の新旧埋立地境界護岸点 イ アから203度8分55秒150・1メートルの点 ウ エから広島市南区似島地獄鼻を見通す線上150メートルの点 エ 広島市中区江波沖町三菱重工(株)広島造船所江波工場敷地護岸南東角 オ 広島市中区江波橋北西付け根 カ 広島市中区江波橋南西付け根 キ 広島市西区観音橋下流側右岸付け根 ク 広島市中区観音橋下流側左岸付け根
9 次のア・イを結んだ直線以北の海域 ア 広島市中区江波南二丁目南東角 イ 広島市中区南吉島二丁目南西角
10 次のア・イを結んだ直線以北の海域 ア 広島市中区吉島新町一丁目北東角 イ 広島市南区出島一丁目出島歩道橋北側の護岸階段上部付け根北西角から護岸沿い南へ46メートルの点
11 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸150メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 広島市南区元宇品町1番16号シーサイドマンション敷地北側の線の延長線と同町西側護岸との交点 イ アから広島市南区出島二丁目広島港西側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ エから広島市南区宇品海岸三丁目第六管区海上保安本部南側棧橋突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 エ 広島市南区元宇品町3-28新未来建設(株)東側の荷揚場北側付け根
12 次のア・イを結んだ直線以北の海域 ア イから274度を見通す線と対岸との交点 イ 広島市南区向洋大原町船だまり南側護岸南西角
13 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを広島市南区月見町距岸150メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 広島市南区分洋沖町護岸北東角から護岸沿い南へ150メートルの点 イ 広島市南区月見町広島エルピーガスターミナル（株）東側入り口前（南東側）の護岸角から護岸沿い東へ40メートルの点から195度16分18秒の線と距岸150メートル線との交点 ウ エから広島市南区船越南五丁目南側埋立地（瀬野川河口右岸埋立地）北西角を見通す線と同区月見町距岸150メートルの線との交点 エ 広島市南区月見町の場川河口右岸角
14 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸150メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 安芸郡坂町広島大橋における森山の橋桁南東角から護岸沿い東へ62メートルの点 イ アから広島市南区仁保沖町マツダ（株）仁保工場敷地護岸南東角（広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角）を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ エから江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 エ 海岸線における安芸郡坂町と呉市の市町標識間の中央点（護岸の呉市表示板から護岸沿い北へ60・7メートルの点）
15 次のア・イを結んだ直線、イ・エを距岸（呉市大麗女島、小麗女島を含む。）150メートルで結んだ線、エ・オをウを中心とした半径150メートルの円弧で結んだ線、オ・カ・キを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 呉市天応大浜三丁目埋立地南側護岸付け根から護岸沿い西へ185メートルの点 イ 呉市天応大浜二丁目第2公園護岸北角から270度の線と距岸150メートルの線との交点 ウ 呉市光町ジャパンマリンユナイテッド（株）呉事業所埋立地護岸南角から護岸沿い北東へ100メートルの点 エ ウから護岸に直角に150メートルの点 オ ウを中心とした半径150メートルの円弧と距岸20メートルの線との東側交点 カ キから呉市昭和町海上自衛隊Fバースを見通す線と距岸20メートルの線との交点 キ 呉市光町ジャパンマリンユナイテッド（株）呉事業所埋立地護岸東角
16 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを陸岸及び防波堤距岸150メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線、オ・カを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 呉市築地町貿易埠頭埋立地護岸南角から護岸沿い北東へ130メートルの点 イ アから護岸に直角に150メートルの点 ウ エから防波堤の延長線上150メートルの点 エ 呉市宝町呉港湾合同庁舎東側防波堤突端 オ 呉市三条一丁目かもめ橋下流側右岸付け根 カ 呉市宝町かもめ橋下流側左岸付け根
17 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸（呉市音戸町三ツ子島及び同町トンサキ島を含む。）150メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線、オ・カを結んだ直線、カ・クを距岸150メートルで結んだ線、ク・ケ・コを順次結んだ2直線、コ・サを距岸（同町小アジワ島を含む。）150メートルで結んだ線、サ・シを結んだ直線、ス・セ・ソを順次結んだ2直線、ソ・タを距岸150メートルで結んだ線、タ・チを結んだ直線及び最大

高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 呉市警固屋四丁目鍋港南側防波堤西側付け根

イ アから呉市音戸町トンサキ島北端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ エから江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

エ 呉市音戸町猿ヶ鼻

オ 呉市音戸町先奥と同市倉橋町との最大高潮時海岸線における境界

カ オから呉市情島北端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

キ 呉市音戸町畑区鈍田川河口左岸角

ク キから呉市倉橋町弁天島西端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ケ キから呉市倉橋町弁天島西端を見通す線と同市音戸町畑区赤崎鼻から同町先奥と同市倉橋町との最大高潮時海岸線における境界を見通す線との交点

コ 呉市音戸町畑区赤崎鼻から同町先奥と同市倉橋町との最大高潮時海岸線における境界を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

サ シから呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す (130 度) 線と距岸 150 メートルの線との交点

シ 呉市阿賀南七丁目マリノポリス埋立地南側護岸付け根角から護岸沿い南西へ 16 メートルの点

ス 呉市阿賀マリノポリス埋立地北側護岸の西から 1 番目の暗渠西端から護岸沿い北西へ 45 メートルの所

セ スから呉市広小坪下猫崎南端を見通す線 (116 度) 上 100 メートルの所

ソ スから護岸沿い北東へ 392 メートルの所から阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

タ チから呉市広多賀谷三丁目護岸南西角を見通す線と距岸 (阿賀南一丁目南側の捨石の周囲 150 メートルを含む。) 150 メートルの線との交点

チ 呉市阿賀南一丁目南東端から護岸沿い北へ 100 メートルの点

18 次のア・イ・ウ・エを順次結んだ 3 直線以北の海域

ア 呉市阿賀南一丁目南東角から護岸沿い北へ 100 メートルの点

イ アから 115 度 150 メートルの点

ウ イから 201 度 20 分の線とエから 286 度の線との交点

エ 呉市広多賀谷四丁目埋立地護岸南西角から護岸沿い北へ 238 メートルの点

19 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸 150 メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 呉市広黄幡町広弾薬庫 1 号突堤南側付け根

イ アから呉市情島北端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ エから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

エ 呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界

20 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを呉市小情島の西回りに距岸 150 メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線、エ・アを同市情島の東回りに距岸 150 メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 呉市情島前下の鼻から同市小情島ワキアテの鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ 呉市小情島ワキアテの鼻から同市情島前下の鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 ウ 呉市小情島本アジロの鼻から同市情島セドの鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 エ 呉市情島セドの鼻から同市小情島本アジロの鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点
２１ 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸（呉市倉橋町鹿島、同町鍋島及び同町鈴鹿島を含む。）１５０メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 呉市音戸町先奥と同市倉橋町との最大高潮時海岸線における境界 イ アから呉市情島北端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 ウ エから呉市倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 エ 呉市倉橋町と同市音戸町藤の脇との最大高潮時海岸線における境界
２２ 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸１５０メートルで結んだ線、ウ・エ・オ・カを順次結んだ３直線、キ・クを結んだ直線、ク・ケを距岸１５０メートルで結んだ線、ケ・コを結んだ直線、コ・サを距岸（江田島市大柿町引島を含む。）１５０メートルで結んだ線、サ・シを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 呉市音戸町藤の脇と同市倉橋町との最大高潮時海岸線における境界 イ アから呉市倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 ウ 呉市音戸町早瀬鳥ヶ首から同市倉橋町ぼうぎの鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 エ 呉市音戸町早瀬鳥ヶ首から同市倉橋町ぼうぎの鼻を見通す線とアから同町重生荷羽の鼻を見通す線との交点 オ カから呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線とアから同町重生荷羽の鼻を見通す線との交点 カ 江田島市大柿町梶掛ノ鼻 キ 呉市音戸町猿ヶ鼻 ク キから江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 ケ 呉市音戸町田原保育所護岸南西角から江田島市大柿町引島北端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 コ 江田島市大柿町引島北端から呉市音戸町田原保育所護岸南西角を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 サ シから江田島市大柿町引島北端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 シ 江田島市大柿町と同市江田島町との最大高潮時海岸線における境界（呉水道側）
２３ 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを江田島市江田島町及び同市能美町の距岸１５０メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 江田島市江田島町と同市大柿町との最大高潮時海岸線における境界（呉水道側） イ アから江田島市大柿町引島北端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 ウ エから江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 エ 江田島市能美町と同市沖美町三吉との最大高潮時海岸線における境界
２４ 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸１５０メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ

直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 江田島市沖美町三吉と同市能美町との最大高潮時海岸線における境界 イ アから江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 ウ エから江田島市沖美町まないた石を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 エ 江田島市沖美町美能外港南側防波堤南側付け根
２５ 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸１５０メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線、エ・オを距岸１５０メートルで結んだ線、オ・カを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 江田島市沖美町美能外港南側防波堤南側付け根 イ アから江田島市沖美町まないた石を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 ウ 江田島市沖美町赤曲鼻から同町大黒神島牛石鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 エ 江田島市沖美町と同市能美町鹿川との最大高潮時海岸線における境界から同市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 オ カから８９度の線と距岸１５０メートルの線との交点 カ 江田島市能美町鹿川ターミナル（株）第１埋立地南西端
２６ 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸（江田島市大柿町沖野島を含む。）１５０メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 江田島市能美町鹿川石垣新開護岸南西角から護岸沿い南へ１７０メートルの点 イ アから江田島市大柿町船頭鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 ウ エから呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 エ 江田島市大柿町梶掛ノ鼻
２７ 次のア・イ・ウ・エ・オ・カ・キを順次結んだ６直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、３１及び３２の海域を除く。 ア 廿日市市宮島町長浦ノ鼻 イ 小瀬川河口における広島県と山口県との境界第１標柱から第２標柱を見通す延長線とウから大竹市玖波３５６高地を見通す線との交点 ウ 大竹市甲島の高 エ ウから呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と大竹市白石灯標から愛媛県津和地竹の子島の高を見通す線との交点 オ 大竹市白石灯標から愛媛県津和地竹の子島の高を見通す線とカから呉市倉橋町黒島北西端を見通す線との交点 カ 大竹市阿多田島シビト鼻 キ 廿日市市宮島町革籠崎
２８ 次のア・イを呉市倉橋町黒島の北回りに距岸１５０メートルで結んだ線、イ・ウを結んだ直線、ウ・エを同町横島の南回りに距岸１５０メートルで結んだ線、エ・アを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 呉市倉橋町黒島北東端から同町横島北東端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点 イ 呉市倉橋町黒島西鼻から同町横島西端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点

ウ	呉市倉橋町横島西端から同町黒島西鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点
エ	呉市倉橋町横島北東端から同町黒島北東端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点
29	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを呉市倉橋町白石の西回りに距岸５００メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線、オ・カを結んだ直線、キ・クを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ア	呉市倉橋町白石（北の石）北端
イ	アからケを見通す線と距岸５００メートルの線との交点
ウ	エからコを見通す線と距岸５００メートルの線との交点
エ	呉市倉橋町白石（南の石）南端
オ	呉市倉橋町白石（南の石）北端
カ	呉市倉橋町白石（中の石）南端
キ	呉市倉橋町白石（中の石）北端
ク	呉市倉橋町白石（北の石）南端
ケ	呉市倉橋町鹿島南端から愛媛県大館場島西端を見通す線上その中央点
コ	呉市倉橋町横島南端から愛媛県津和地島三角点を見通す線上１，８００メートルの点
30	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを呉市蒲刈町大松島の北回りに距岸１５０メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線、エ・アを同町小松島の南回りに距岸１５０メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ア	呉市蒲刈町小松島北端から同町大松島北端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点
イ	呉市蒲刈町大松島北端から同町小松島北端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点
ウ	呉市蒲刈町大松島南端から同町小松島南端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点
エ	呉市蒲刈町小松島南端から同町大松島南端を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点
31	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸１５０メートルで結んだ線、ウ・エ・オを順次結んだ２直線、オ・カを距岸１５０メートルで結んだ線、カ・キを結んだ直線、キ・クを大竹市可部島の西回りに距岸１５０メートルで結んだ線、ク・ケを結んだ直線、ケ・コを距岸１５０メートルで結んだ線、コ・サを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ア	廿日市市宮島町大黒鼻北西端
イ	アから廿日市市観音崎を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点
ウ	廿日市市宮島町有之浦陸側東側防波堤から東へ２番目のヒンジ式ゲート北側支柱南西角から同市地蔵鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点
エ	廿日市市宮島町有之浦陸側東側防波堤から東へ２番目のヒンジ式ゲート北側支柱南西角から同市地蔵鼻を見通す線上４５０メートルの点
オ	廿日市市宮島町小なきり鼻から同市地蔵鼻を見通す線と距岸１５０メートルの線との交点

カ	大竹市可部島南端から90度の線と廿日市市宮島町巖島の距岸150メートルの線との交点
キ	大竹市可部島南端から90度の線と距岸150メートルの線との交点
ク	大竹市可部島北端から70度の線と距岸150メートルの線との交点
ケ	大竹市可部島北端から70度の線と廿日市市宮島町巖島の距岸150メートルの線との交点
コ	サから廿日市市蛭ヶ崎鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
サ	廿日市市宮島町白鼻
32	大竹市阿多田島（同市猪子島を含む。）の距岸200メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
33	広島市南区似島、江田島市沖美町絵の島、同町大奈佐美島、同町小黒神島、同町大黒神島、同市大柿町長島（同町我島を含む。）、呉市倉橋町羽山島、同町弁天島、同町笹小島、同市下蒲刈町下蒲刈島、同町下黒島、同町上黒島、同町ヒクベ島、同市蒲刈町上蒲刈島、同町向小島及び臼石の距岸150メートルで結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
34	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸（呉市川尻町女猫島を含む。）200メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線、エ・オを距岸（同市安浦町柏島、同町馬島、同町小熊島距岸300メートル並びに同町下碓磯及び同町アミダ磯を中心とした半径250メートルの円弧によって囲まれた海域を含む。）300メートルで結んだ線、オ・カを結んだ直線、カ・キを距岸250メートルで結んだ線、キ・クを結んだ直線、ク・ケを距岸（東広島市安芸津町鼻繰島を含む。）300メートルで結んだ線、ケ・コ・サ・シ・ス・セ・ソを順次結んだ6直線、ソ・タを距岸200メートルで結んだ線、タ・チ・ツを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、40の海域を除く。 ア 呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界 イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 呉市安浦町内海と同町安登との最大高潮時海岸線における境界から同町横島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 エ 呉市安浦町内海と同町安登との最大高潮時海岸線における境界から同町横島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 オ 呉市安浦町と東広島市安芸津町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 カ 呉市安浦町と東広島市安芸津町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸250メートルの線との交点 キ 東広島市安芸津町風早と同町三津との最大高潮時海岸線における境界から同町大芝島バイヤの鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 ク 東広島市安芸津町風早と同町三津との最大高潮時海岸線における境界から同町大芝島バイヤの鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点 ケ 東広島市安芸津町と竹原市との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線と距岸300メートルの線との交点 コ 東広島市安芸津町と竹原市との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの点

サ	竹原市吉名町太郎鼻から同市碓島の灯標を見通す線上２００メートルの点
シ	竹原市吉名町と同市下野町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町生野島の高を見通す線上７００メートルの点
ス	竹原市竹原町ハチ岩の高から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上３００メートルの点
セ	竹原市竹原町と同市高崎町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線上３００メートルの点
ソ	竹原市竹原町と同市高崎町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
タ	ツから１２０度の線と距岸２００メートルの線との交点
チ	ツから竹原市福田町旧市営貯木場護岸西角を見通す線上２００メートルの点
ツ	竹原市高崎町高崎橋左岸南側付け根から護岸沿い東へ１０９メートルの点
３５	次のア・イ・ウを順次結んだ２直線、ウ・エを距岸３００メートルで結んだ線、エ・オ・カ・キ・クを順次結んだ４直線、ク・ケを三原市幸崎町有竜島の南回りに距岸１５０メートルで結んだ線、ケ・コを距岸３００メートルで結んだ線、コ・サを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ア	竹原市忠海町明神川河口左岸角から護岸沿い東へ７５メートルの点
イ	アから愛媛県松島西端を見通す線上３００メートルの点
ウ	竹原市忠海町火山の鼻から愛媛県松島西端を見通す線と距岸３００メートルの線との交点
エ	三原市幸崎町能地本町西船だまり西側埋立地南西角から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線と距岸３００メートルの線との交点
オ	三原市幸崎町能地本町西船だまり西側埋立地南西角から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上７００メートルの点
カ	三原市幸崎町宇和島西船だまり南側防波堤付け根から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上７００メートルの点
キ	三原市幸崎町宇和島西船だまり南側防波堤付け根から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上３００メートルの点
ク	三原市幸崎町宇和島西船だまり南側防波堤付け根から同町有竜島の西端を見通す線と有竜島距岸１５０メートルの線との交点
ケ	三原市幸崎町有竜島距岸１５０メートルの線と同町宇和島距岸３００メートルの線との東側交点
コ	サから三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線と距岸３００メートルの線との交点
サ	三原市須波西町ＪＲ呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ８５メートルの点
３６	次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オを順次結んだ２直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、３５の海域を除く。
ア	三原市幸崎町宇和島久和喜船だまり防波堤西側付け根
イ	三原市幸崎町有竜島北東端
ウ	三原市幸崎町有竜島南端
エ	オから尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上７００メートルの点

オ	三原市幸崎町宇和島西船だまり南側防波堤付け根
3 7	竹原市大久野島、同市小久野島の距岸 3 0 0 メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
3 8	豊田郡大崎上島町来島、同町津久賀島、竹原市阿波島の距岸 2 0 0 メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
3 9	呉市川尻町柏島、東広島市安芸津町唐船島の距岸 1 5 0 メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
4 0	竹原市碓島、東広島市安芸津町小芝島の距岸 1 0 0 メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
4 1	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸 1 0 0 メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 呉市安浦町横島東端 イ アから呉市安浦町馬島西端を見通す線と距岸 1 0 0 メートルの線との交点 ウ エから呉市安浦町内海と同町安登との最大高潮時海岸線における境界を見通す線と距岸 1 0 0 メートルの線との交点 エ 呉市安浦町横島北端
4 2	次のア・イを距岸 3 0 0 メートルで結んだ線、イ・ウを結んだ直線、ウ・エを距岸 3 0 0 メートルで結んだ線及びエ・アを結んだ直線とによって囲まれた海域 ア 呉市安浦町と東広島市安芸津町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸 3 0 0 メートルの線との交点 イ 呉市安浦町仏崎から同町柏島北端を見通す線と距岸 3 0 0 メートルの線との交点 ウ 呉市安浦町柏島北端から同町仏崎を見通す線と距岸 3 0 0 メートルの線との交点 エ 呉市安浦町馬島三台石から東広島市安芸津町小芝島南端を見通す線と距岸 3 0 0 メートルの線との交点
4 3	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを東広島市安芸津町大芝島の西回りに距岸 1 0 0 メートルで結んだ線、ウ・エ・オ・カ・キを順次結んだ 4 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、3 4 の海域を除く。 ア 東広島市安芸津町小松原戸町鼻南端 イ アから 1 0 5 度の線と東広島市安芸津町大芝島の距岸 1 0 0 メートルの線との交点 ウ 東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻から同町三津と同町風早との最大高潮時海岸線における境界を見通す線と距岸 1 0 0 メートルの線との交点 エ 東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻から同町三津と同町風早との最大高潮時海岸線における境界を見通す線と同町竜王島西端から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点 オ 東広島市安芸津町木谷赤崎鼻から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線上 3 0 0 メートルの点 カ キから豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上 5 0 0 メートルの点 キ 東広島市安芸津町と竹原市との最大高潮時海岸線における境界
4 4	次のア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サ・シ・ス・セ・ソ・タ・チ・アを順次結んだ 1 7 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 呉市豊町大長初崎から豊田郡大崎上島町明石香勾鼻を見通す線上その中央点

イ 呉市豊町三角島カセイ鼻から豊田郡大崎上島町大串と同町明石との最大高潮時海岸線における境界を見通す線上その中央点

ウ 呉市豊浜町豊島北端から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上400メートルの点

エ 呉市豊浜町豊島北端から同市川尻町柏島南端を見通す線上400メートルの点

オ 呉市豊浜町豊島代間飛石から264度の線上その対岸との中央点

カ 呉市豊浜町豊島南西端より北へ1番目の鼻から同市蒲刈町大子島北東端を見通す線上その中央点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩から同市蒲刈町大子島北東端を見通す線上その中央点

ク 呉市豊浜町下二窓島の高から同市蒲刈町大子島南西端を見通す線上その中央点

ケ 呉市豊浜町下二窓島の高から264度400メートルの点

コ 呉市豊浜町斎島南西端から219度600メートルの点

サ 呉市豊浜町斎島南東端から174度500メートルの点

シ 愛媛県岡村島観音崎から同県小安居島の高を見通す線上600メートルの点

ス 呉市豊町御手洗の北東端から愛媛県岡村島白潟カナクソ鼻を見通す線上その中央点

セ 呉市豊町大長小島の南端から愛媛県岡村島白潟カナクソ鼻を見通す線上180メートルの点

ソ 呉市豊町大長小島東側エビスガモト鼻から44度の線上その対岸との中央点

タ 呉市豊町大長大島南東端の鼻から愛媛県岡村島戸町南の鼻を見通す線上その中央点

チ 愛媛県岡村島戸町鼻から304度30分170メートルの点

45 次のア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サ・シ・ス・セ・ソ・タ・チ・ツ・テ・アを順次結んだ19直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 豊田郡大崎上島町木江と同町東野外表との最大高潮時海岸線における境界から愛媛県大横島西端を見通す線上500メートルの点

イ 豊田郡大崎上島町鮎崎の鼻から竹原市小久野島北端を見通す線上1,500メートルの点

ウ 豊田郡大崎上島町生野島白洲鼻から竹原市阿波島北端を見通す線上200メートルの点

エ 豊田郡大崎上島町契島北端から竹原市吉名町西ヶ崎の鼻を見通す線上200メートルの点

オ 豊田郡大崎上島町臼島山尾崎の鼻から竹原市碓島の高を見通す線上200メートルの点

カ 豊田郡大崎上島町折免島南西端の鼻から東広島市安芸津町唐船島南端の鼻を見通す線上1,500メートルの点

キ 豊田郡大崎上島町津々木島の高から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上200メートルの点

ク 豊田郡大崎上島町中野と同町原田との最大高潮時海岸線における境界から東広島市安芸津町藍之島南東端を見通す線上1,000メートルの点

ケ 豊田郡大崎上島町大串塚崎の鼻から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線上200メートルの点

コ 豊田郡大崎上島町大串入道鼻から同町来島南端を見通す線上200メートルの点

- サ 豊田郡大崎上島町大串と同町明石との最大高潮時海岸線における境界から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上300メートルの点
- シ 豊田郡大崎上島町大串と同町明石との最大高潮時海岸線における境界から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上500メートルの点
- ス 豊田郡大崎上島町明石香勾鼻から愛媛県岡村島戸町鼻を見通す線上その中央点
- セ 豊田郡大崎上島町沖浦城の鼻から179度の線と愛媛県岡村島正月鼻からソを見通す線との交点
- ソ 豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻から愛媛県大下島ナブチ鼻を見通す線上その中央点
- タ 豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻から愛媛県柏島西端を見通す線と同県大下島ナブチ鼻から同県大横島西端を見通す線との交点
- チ 豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻から愛媛県福島西端を見通す線上その中央点
- ツ 豊田郡大崎上島町沖浦野賀の鼻から愛媛県福島西端を見通す線と同町沖浦中の鼻から同県神殿島の高を見通す線との交点
- テ 豊田郡大崎上島町木江木江港一文字防波堤灯台から112度の線と同町沖浦中の鼻から愛媛県神殿島の高を見通す線との交点

46 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸200メートルで結んだ線、ウ・エ・オを順次結んだ2直線、オ・カを距岸200メートルで結んだ線、カ・キ・クを順次結んだ2直線、ケ・コを結んだ直線、サ・シを結んだ直線、シ・スを尾道市向島町岩子島の南回りに距岸100メートルで結んだ線、ス・セを結んだ直線、セ・ソを同町向島（同町下江府島及び同町笹島を含む。）の南回りに距岸100メートルで結んだ線、ソ・タを結んだ直線、タ・チを同町上江府島の東回りに距岸100メートルで結んだ線、チ・ツを結んだ直線、ツ・テを同町向島の東回りに距岸100メートルで結んだ線、テ・トを結んだ直線、ト・ナを距岸（福山市玉津島を含む。）200メートルで結んだ線、ナ・ニ・ヌを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、55の海域を除く。

- ア 三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの点
- イ アから三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
- ウ 三原市須波一丁目若宮神社鳥居の中央から同市鷺浦町宿禰島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
- エ 三原市須波一丁目若宮神社鳥居の中央から同市鷺浦町宿禰島北端を見通す線上100メートルの点
- オ 三原市糸崎南二丁目第1号埋立地南西角からエを見通す線と距岸200メートルの線との交点
- カ 三原市木原四丁目(株)共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの点から尾道市向島町岩子島北西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
- キ 三原市木原四丁目(株)共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの点から尾道市向島町岩子島北西端を見通す線と港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路区域の北限の線との交点
- ク 三原市木原町大鯨島北端
- ケ 三原市木原町大鯨島南端
- コ 三原市木原町小鯨島北端

サ	三原市木原町小鯨島南端
シ	尾道市向島町岩子島西端からサを見通す線と距岸１００メートルの線との交点
ス	尾道市向島町岩子島鶏小島の南端から同町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ５７メートルの防波堤外角を見通す線と距岸１００メートルの線との交点
セ	尾道市向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ５７メートルの防波堤外角から同町岩子島鶏小島の南端を見通す線と距岸１００メートルの線との交点
ソ	尾道市向島町上江府島南西端から２６４度の線と同町向島距岸１００メートルの線との交点
タ	尾道市向島町上江府島南西端から２６４度の線と距岸１００メートルの線との交点
チ	尾道市向島町上江府島北端から２６４度の線と距岸１００メートルの線との交点
ツ	尾道市向島町上江府島北端から２６４度の線と同町向島距岸１００メートルの線との交点
テ	尾道市向東町大磯鼻東端から同市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸１００メートルの線との交点
ト	尾道市浦崎町戸崎の鼻北端から同市向東町大磯鼻東端を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
ナ	福山市玉津島北端から同市弁天島南端を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
ニ	ヌから福山市加治屋島北端を見通す線上２００メートルの点
ヌ	福山市鞆町鞆港内西側防波堤突端
４７	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸１００メートルで結んだ線、ウ・エ・オを順次結んだ２直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ア	福山市鞆町鞆港内西側防波堤突端
イ	アからエを見通す線と距岸１００メートルの線との交点
ウ	エからアを見通す線と距岸１００メートルの線との交点
エ	福山市鞆町石製常夜灯の中央
オ	福山市鞆町胡子神社敷地西角
４８	次のア・イ・ウ・エを順次結んだ３直線、エ・オを福山市仙酔島の東回りに距岸（同町つつじ島を含む。）２００メートルで結んだ線、オ・カ・キ・ク・ケ・コを順次結んだ５直線、コ・サを距岸３００メートルで結んだ線、サ・シを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ア	福山市鞆町鞆港東側防波堤突端
イ	アから福山市走島出崎の鼻を見通す線上２００メートルの点
ウ	福山市皇后島北西端からアを見通す線上２００メートルの点
エ	福山市仙酔島鳥ノ口岬西鼻から同市玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
オ	福山市仙酔島赤岬から同市鞆町原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ７５メートルの点を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
カ	福山市鞆町原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ７５メートルの点から同市水呑町竹ヶ端突端を見通す線上１００メートルの点
キ	福山市鞆町と同市田尻町との最大高潮時海岸線における境界から岡山県間島の高を

見通す線上２００メートルの点 ク 福山市鞆町と同市田尻町との最大高潮時海岸線における境界から岡山県間島の高を見通す線上３００メートルの点 ケ 福山市田尻町白茅県営荷捌場埋立地護岸北西角から護岸沿い北へ４０メートルの点から１１８度４０分３００メートルの点 コ 福山市田尻町白茅県営荷捌場埋立地護岸北西角から護岸沿い北へ４０メートルの点から同市箕沖町埋立地護岸南角を見通す線と距岸３００メートルの線との交点 サ 福山市水呑町と同市田尻町との最大高潮時海岸線における境界から同市袴島の高を見通す線と距岸３００メートルの線との交点 シ 福山市箕沖町船だまり東側防波堤突端から防波堤及び護岸沿い南東へ３０４メートルの点	４９ 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを福山市加治屋島の北回りに距岸２００メートルで結んだ線、ウ・エを結んだ直線、エ・アを同市走島の南回りに距岸２００メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 福山市走島神原の端から同市加治屋島（北側の島）北端を見通す線と距岸２００メートルの線との交点 イ 福山市走島神原の端から同市加治屋島（北側の島）北端を見通す線と加治屋島の距岸２００メートルの線との交点 ウ 福山市走島出崎の鼻から同市加治屋島（北側の島）西端を見通す線と加治屋島の距岸２００メートルの線との交点 エ 福山市走島出崎の鼻から同市加治屋島（北側の島）西端を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
５０ 次のア・イを結んだ直線、イ・ウを福山市内海町横島の距岸３００メートルで結んだ線、ウ・エを同町当木島の西回りに距岸１５０メートルで結んだ線、エ・オを同町横島の北回りに距岸３００メートルで結んだ線、オ・カを結んだ直線、カ・キを東回りに距岸（同町矢ノ島を含む。）２００メートルで結んだ線、キ・ク・ケ・コ・サを順次結んだ４直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 福山市内海町横島南端 イ アから愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と福山市内海町横島の距岸３００メートルの線との交点 ウ 福山市内海町横島の距岸３００メートルの線と同町当木島の距岸１５０メートルの線との交点（南側） エ 福山市内海町横島の距岸３００メートルの線と同町当木島の距岸１５０メートルの線との交点（北側） オ 福山市内海町坊地の瀬戸における同町田島と同町横島の境界から尾道市浦崎町ベラビスタスパアンドマリーナ尾道西端を見通す線と距岸３００メートルの線との交点 カ 福山市内海町坊地の瀬戸における同町田島と同町横島の境界から尾道市浦崎町ベラビスタスパアンドマリーナ尾道西端を見通す線と距岸２００メートルの線との交点 キ 福山市内海町田島獅子落の鼻から愛媛県百貫島の高を見通す線と距岸２００メートルの線との交点 ク 福山市内海町坊地の瀬戸における同町田島と同町横島の境界から愛媛県魚島の高を	

	見通す線と同町田島獅子落の鼻と同町横島地藏鼻東端を結んだ線との交点
ケ	福山市内海町坊地の瀬戸における同町田島と同町横島の境界から愛媛県魚島の高を見通す線と同町横島地藏鼻東端から129度の線との交点
コ	サから愛媛県百貫島北西端を見通す線上300メートルの点
サ	福山市内海町横島南側タンカー栈橋から東へ1番目の鼻南端
51	次のア・イを結んだ直線、イ・ウを距岸250メートルで結んだ線、ウ・エ・オ・カ・キを順次結んだ4直線、キ・クを距岸260メートルで結んだ線、ク・コ・サ・シ・ス・セを順次結んだ5直線、セ・ソを尾道市因島と愛媛県鶴島の中央点で結んだ線、ソ・タ・チ・ツ・テ・トを順次結んだ5直線、ト・ナを距岸200メートルで結んだ線、ナ・ニを結んだ直線、ヌ・ネを結んだ直線、ネ・アを同市因島の距岸（同市四十島を含む。）200メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ア	尾道市因島鏡浦町と同市因島棕浦町との最大高潮時海岸線における境界から福山市内海町当木島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	尾道市因島鏡浦町と同市因島棕浦町との最大高潮時海岸線における境界から福山市内海町当木島南端を見通す線と距岸250メートルの線との交点
ウ	尾道市因島三庄町白滝鼻東端から愛媛県百貫島北端を見通す線と距岸250メートルの線との交点
エ	尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻東端から愛媛県百貫島北端を見通す線上250メートルの点
オ	尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻東端から愛媛県弓削島石風呂鼻を見通す線上500メートルの点
カ	尾道市因島三庄町黒崎鼻の北鼻から愛媛県弓削島沢津宮ノ鼻を見通す線上400メートルの点
キ	尾道市因島土生町土生港鹿老渡東側防波堤突端から101度の線と距岸260メートルの線との交点
ク	尾道市因島土生町ジャパンマリンユナイテッド（株）因島工場2号ドック西側護岸南角から174度の線と距岸260メートルの線との交点
ケ	愛媛県生名島厳島北東端から同県弓削島伊勢ヶ鼻を見通す線上その中央点
コ	尾道市因島土生町ジャパンマリンユナイテッド（株）因島工場2号ドック西側護岸南角から174度の線とケ・サを結んだ直線との交点
サ	尾道市因島土生町ジャパンマリンユナイテッド（株）因島工場2号ドック西側護岸南角から愛媛県坪木島北東端を見通す線上その中央点
シ	尾道市因島土生町ジャパンマリンユナイテッド（株）因島工場1号ドック南側護岸南角から愛媛県生名島網立鼻の護岸北東角を見通す線上その中央点
ス	尾道市因島土生町ジャパンマリンユナイテッド（株）因島工場1号ドック南側護岸南角から愛媛県生名島生名栈橋北側埋立地北角を見通す線上その中央点
セ	愛媛県鶴島南東端から84度の線上その対岸との中央点
ソ	愛媛県鶴島北端から354度の線上その対岸との中央点
タ	尾道市因島土生町と同市因島田熊町との最大高潮時海岸線における境界から愛媛県亀島北端を見通す線上その中央点
チ	愛媛県亀島北端から尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線上200メートル

の点 ツ 愛媛県亀島北端から尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻を見通す線とテから同県生名島南西端を見通す線との交点 テ 尾道市因島田熊町と同市因島中庄町との最大高潮時海岸線における境界から同市瀬戸田町生口島名荷宮地新開護岸南東角を見通す線上その中央点 ト 尾道市因島田熊町と同市因島中庄町との最大高潮時海岸線における境界から同市瀬戸田町生口島名荷宮地新開護岸南東角を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ナ 尾道市因島重井町因島高校校庭南側埋立地南側護岸の延長線(250度)と同護岸南西角から距岸200メートルの線との交点 ニ 尾道市因島重井町産業開発団地護岸南角 ヌ 尾道市因島重井町産業開発団地護岸西角 ネ 尾道市因島重井町産業開発団地護岸北角から産業開発団地北側護岸の延長線(235度)と護岸北西角から距岸200メートルの線との交点	52 次のア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サを順次結んだ10直線、サ・シを距岸150メートルで結んだ線、シ・ス・セ・ソ・タ・チを順次結んだ5直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 尾道市瀬戸田町瓢箪島北端 イ 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻北端から愛媛県大三島鳥取鼻を見通す線上3,000メートルの点 ウ 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻北端から三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの点を見通す線上200メートルの点 エ 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻の東側の鼻から三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線上200メートルの点 オ 尾道市瀬戸田町瀬戸田内海造船(株)北東角から三原市鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メートルの点 カ 尾道市瀬戸田町竹浜団地護岸北西角から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メートルの点 キ 尾道市瀬戸田町マリコ鼻から同市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの点 ク 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東角から三原市鷺浦町須の上港南側防波堤南側付け根を見通す線上500メートルの点 ケ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東角から84度200メートルの点 コ 尾道市瀬戸田町と同市因島洲江町との最大高潮時海岸線における境界から84度200メートルの点 サ 尾道市瀬戸田町と同市因島洲江町との最大高潮時海岸線における境界から84度の線と距岸150メートルの線との交点 シ 尾道市因島原町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界から愛媛県岩城島新城鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ス 尾道市因島原町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界から愛媛県岩城島新城鼻を見通す線上1,100メートルの点
---	---

セ	尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根から愛媛県岩城島新城鼻を見通す線上 700メートルの点
ソ	尾道市瀬戸田町田高根ハナグリ鼻から愛媛県伯方島大夫殿の鼻を見通す線上1,100 0メートルの点
タ	尾道市瀬戸田町田高根五本松崎鼻から愛媛県伯方島大長崎の鼻を見通す線上1,200 0メートルの点
チ	愛媛県瓢箪島南端
53	次のイ・ウ・エ・オを順次結んだ3直線、オ・イを三原市上鷺島の南回りに距岸100 0メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ア	三原市上鷺島北端
イ	アから46度の線と距岸100メートルの線との交点
ウ	アから46度850メートルの点
エ	カから57度750メートルの点
オ	カから57度の線と距岸100メートルの線との交点
カ	三原市上鷺島南端
54	三原市佐木島、同市小佐木島の距岸150メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線 とによって囲まれた海域
55	三原市下鷺島、同市大鯨島、同市小鯨島、尾道市細島、同市小細島、同市加島、福山 市津軽島の距岸100メートルで結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海 域
56	尾道市ハカン島、同市百島、福山市袴島、同市宇治島の距岸200メートルで結んだ 線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
57	尾道市細島北端から254度の線と同市細島西端から341度の線との交点を中心 とした半径400メートルの円周によって囲まれた海域

別表第2（漁業種類毎に定める禁止区域）

漁業種類	禁 止 区 域
小型機船底び き網漁業のう ちえびこぎ網 漁業	1 次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オを順次結んだ2直線、カ・キ・ クを順次結んだ2直線、ケ・コを結んだ直線、サ・シを結んだ直線、シ・ スを距岸200メートルで結んだ線、ス・セ・ソを順次結んだ2直線、 ソ・タを距岸200メートルで結んだ線、タ・チを結んだ直線、チ・ツ を距岸200メートルで結んだ線、ツ・テを結んだ直線、テ・トを距岸 200メートルで結んだ線、ト・ナ・ニを順次結んだ2直線、ヌ・ネを 結んだ直線、ノ・ハを結んだ直線、ヒ・フ・ヘを順次結んだ2直線及び 最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 大竹市御幸町大竹港東栄地区港湾緑地護岸北西角 イ 廿日市市宮島町革籠崎 ウ 廿日市市宮島町聖崎 エ 広島市佐伯区津久根島の高 オ 広島市南区似島オオイカダ鼻 カ 広島市南区似島外方鼻

キ 江田島市江田島町鼻ぐり
 ク 江田島市沖美町と同市能美町高田との最大高潮時海岸線における境界
 ケ 江田島市沖美町入鹿鼻
 コ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻
 サ 江田島市沖美町大黒神島鶴泊鼻
 シ サからナを見通す線と距岸２００メートルの線との交点
 ス 江田島市沖美町大黒神島牛石鼻から同町赤曲鼻を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
 セ 江田島市沖美町赤曲鼻から同町大黒神島牛石鼻を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
 ソ 江田島市能美町大矢鼻から同市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
 タ 江田島市能美町大矢鼻から同市大柿町沖野島筏崎を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
 チ 江田島市大柿町沖野島筏崎から江田島市能美町大矢鼻を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
 ツ 江田島市大柿町沖野島周気崎から同町長島北端を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
 テ 江田島市大柿町長島北端から同町沖野島周気崎を見通す線と距岸２００メートルの線との交点
 ト ナからサを見通す線と距岸２００メートルの線との交点
 ナ 江田島市大柿町長島南端
 ニ 呉市倉橋町伝太郎鼻
 ヌ 呉市倉橋町トロブ北端
 ネ 呉市倉橋町鈴鹿島南西端
 ノ 呉市倉橋町鈴鹿島北端
 ハ 呉市情島南端
 ヒ 呉市情島北端
 フ ヒから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町小アジワ島の高からへを見通す線との交点
 ヘ 呉市広黄幡町石ヶ鼻南端

2 次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オ・カを順次結んだ３直線、カ・キを距岸１５０メートルで結んだ線、キ・クを結んだ直線、ケ・コを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
 ア 呉市倉橋町城岸鼻
 イ 呉市倉橋町黒島西端
 ウ 呉市倉橋町黒島南東端
 エ 呉市倉橋町横島南端
 オ エから呉市倉橋町白石(三ツ石)中央を見通す線とカから愛媛県津和地島北東端を見通す線との交点

カ 呉市倉橋町亀ヶ首南端から愛媛県津和地島北東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
 キ 呉市倉橋町大尻郷北端からクを見通す線と距岸150メートルの線との交点
 ク 呉市倉橋町鈴鹿島北端
 ケ 呉市倉橋町鈴鹿島南西端
 コ 呉市倉橋町トロブ北端

3 次のア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・クを順次結んだ7直線、ケ・コを結んだ直線及び最大高潮時海岸線との間の広島県の海域。ただし、サ・シ・ス・セ・ソを順次結んだ4直線、タ・チ・ツ・テ・ト・ナ・ニを順次結んだ6直線、ニ・ヌを呉市豊町三角島の北回りに距岸500メートルで結んだ線、ヌ・ネを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにノ・ハ・ヒ・フを順次結んだ3直線、ヘ・ホ・マ・ミ・ム・メ・モ・ヤ・ヰ・ユ・エを順次結んだ10直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く。

ア 呉市広黄幡町石ヶ鼻南端
 イ アから呉市音戸町小アジワ島の高を見通す線上500メートルの点
 ウ アからエを見通す線と呉市広町における距岸500メートルの線との交点
 エ 呉市下蒲刈町下黒島南端
 オ エから呉市豊浜町鴨瀬燈標を見通す線と同町斎島西端から同市蒲刈町黒鼻を見通す線との交点
 カ 呉市豊浜町斎島西端から同市蒲刈町黒鼻を見通す線上500メートルの点
 キ 呉市豊浜町斎島西端からクを見通す線上500メートルの点
 ク 愛媛県小安居島北端
 ケ 竹原市と三原市との最大高潮時海岸線における境界
 コ 愛媛県大三島鳥取鼻
 サ 呉市川尻町柏島北端
 シ 呉市安浦町横島南東端
 ス 呉市安浦町馬島南東の下碇磯灯標
 セ 東広島市安芸津町小芝島南端
 ソ 東広島市安芸津町大芝島南端
 タ 東広島市安芸津町大芝島南東端
 チ 東広島市安芸津町ホボロ島南端
 ツ 東広島市安芸津町唐船島南西端
 テ 豊田郡大崎上島町長島西端
 ト 豊田郡大崎上島町七々見塚崎
 ナ トから呉市豊町鍋島西端を見通す線と同町三角島北東端から豊田郡大崎上島町草木丸子鼻の西端を見通す線との交点
 ニ 呉市豊町三角島北東端から豊田郡大崎上島町草木丸子鼻西端を見

通す線と距岸500メートルの線との交点

ヌ 呉市豊浜町三角島北西端からネを見通す線と距岸500メートルの線との交点

ネ 呉市川尻町柏島南端

ノ 豊田郡大崎上島町鯨崎の鼻

ハ 豊田郡大崎上島町佐組島東端

ヒ 竹原市阿波島南端

フ 竹原市小久野島北端

ヘ 竹原市小久野島南端

ホ ヘから愛媛県松島東端を見通す線上その中央点

マ ノから竹原市忠海町冠山の高を見通す線とヘから豊田郡大崎上島町唐島の高を見通す線との交点

ミ 愛媛県松島南西端から豊田郡大崎上島町唐島の高を見通す線上1,000メートルの点

ム 豊田郡大崎上島町鯨崎灯台から愛媛県大三島石塔鼻を見通す線上その中央点

メ フから豊田郡大崎上島町中の鼻灯台を見通す線と同町木江木江港一文字防波堤灯台から愛媛県大三島鷲ヶ頭山を見通す線との交点

モ 豊田郡大崎上島町木江木江港一文字防波堤灯台から愛媛県大三島町浦戸楠山の高(167メートル)を見通す線と同郡大崎上島町中の鼻から同県神殿島南端を見通す線との交点

ヤ 豊田郡大崎上島町野賀の鼻から愛媛県福島西端を見通す線と同町中の鼻から同県神殿島南端を見通す線との交点

ギ 豊田郡大崎上島町中の浦鼻から愛媛県福島西端を見通す線上800メートルの点

ユ エから愛媛県大横島西端を見通す線上1,000メートルの点

エ 豊田郡大崎上島町一貫目鼻

4 次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オを順次結んだ2直線、オ・カを福山市仙酔島及び同市つつじ島の東回りに距岸500メートルで結んだ線、カ・キを結んだ直線、キ・クを距岸(同市津軽島及び同市玉津島を含む。)500メートルで結んだ線、ク・ケを結んだ直線、ケ・コを同市内海町田島及び同町横島の南回りに距岸500メートルで結んだ線、コ・サ・シ・スを順次結んだ3直線、ス・セを尾道市百島の西回りに距岸500メートルで結んだ線、セ・ソを結んだ直線、ソ・タを同市向島町向島の南回りに距岸(同町上江府島及び同町下江府島を含む。)500メートルで結んだ線、タ・チ・ツ・テ・トを順次結んだ4直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域

ア 三原市と竹原市との最大高潮時海岸線における境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 福山市箕島町箕島沖埋立地の船だまりの南西角から護岸沿い南東へ1,270メートルの点

	エ 福山市田尻町と同市鞆町との最大高潮時海岸線における境界から岡山県問島の高を見通す線上1, 500メートルの点 オ 福山市鞆町原漁港南側埋立地護岸南端(付け根) から護岸沿い北東へ36メートルの点(護岸曲り角) から同市箕島町箕島沖埋立地南角を見通す線と同市仙酔島距岸500メートルの線との交点 カ 福山市仙酔島島の口岬鼻から同市沖のハチカサノ瀬灯標を見通す線と距岸500メートルの線との交点 キ 福山市鞆港東側防波堤突端から同市鴻の石灯標を見通す線と距岸500メートルの線との交点 ク 福山市沼隈町阿伏兔観音突端から香川県円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 ケ 福山市内海町田島南東端から香川県円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 コ サから愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点 サ 福山市内海町横島南西端 シ 福山市内海町当木島北端 ス 尾道市百島彦崎からシを見通す線と距岸500メートルの線との交点 セ 尾道市百島女男石鼻から同市向東町女法崎を見通す線と距岸500メートルの線との交点 ソ 尾道市向東町女法崎から同市百島女男石鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点 タ 尾道市向島町観音崎から同市因島鏡浦町梶ノ鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点 チ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻から同市向島町観音崎を見通す線上500メートルの点 ツ 尾道市因島三庄町白滝鼻からシを見通す線上500メートルの点 テ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻東端からトを見通す線上500メートルの点 ト 愛媛県百貫島の高
	5 大竹市阿多田島(同市猪子島を含む。)、同市白石(一ツ石)、呉市倉橋町白石(三ツ石)、同市情島、同市下蒲刈町下黒島、同町上黒島、同市豊浜町白石(二ツ石)、福山市内海町当木島、同市走島(同市加治屋島を含む。)、同市宇治島、同市袴島の距岸500メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びに尾道市向東町加島の距岸200メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1、3及び4の海域を除く。
ごち網漁業のうち一そうローラーごち網	1 次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オを順次結んだ2直線、カ・キ・クを順次結んだ2直線、ク・ケを距岸300メートルで結んだ線、ケ・コを結んだ直線、サ・シを結んだ直線、ス・セ・ソを順次結んだ2直線、

漁業

タ・チを結んだ直線、ツ・テ・ト・ナを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点

イ 廿日市市宮島町革籠崎

ウ 廿日市市宮島町聖崎

エ 広島市佐伯区津久根島の高

オ 広島市南区似島オオイカダ鼻

カ 広島市南区似島外方鼻

キ 江田島市江田島町鼻ぐり

ク 江田島市沖美町と同市能美町高田との最大高潮時海岸線における境界からキを見通す線と距岸300メートルの線との交点

ケ コから江田島市沖美町櫓石を見通す延長線と距岸300メートルの線との交点

コ 江田島市沖美町おちこみ石

サ 江田島市沖美町入鹿鼻

シ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻

ス 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻

セ 江田島市大柿町長島南端

ソ 呉市倉橋町伝太郎鼻

タ 呉市倉橋町亀ヶ首北端

チ 呉市情島南端

ツ 呉市情島北端

テ ツから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町大浦崎南端から同市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す線との交点

ト ナから愛媛県大館場島北東端を見通す線と呉市音戸町大浦崎南端から同市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す線との交点

ナ 呉市広小坪町下猫崎

2 次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オ・カを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 呉市倉橋町城岸鼻

イ 呉市倉橋町黒島西端

ウ 呉市倉橋町黒島南東端

エ 呉市倉橋町横島南端

オ エから呉市倉橋町白石（三ツ石）中央を見通す線とカから愛媛県津和地島北東端を見通す線との交点

カ 呉市倉橋町亀ヶ首南端

3 次のア・イ・ウ・エ・オ・カを順次結んだ5直線、キ・クを結んだ直線、ケ・コ・サ・シ・スを順次結んだ4直線、セ・ソを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域

ア 呉市広小坪町下猫崎

イ アから愛媛県大館場島北東端を見通す線とウから呉市倉橋町鈴鹿島

	北端を見通す線との交点 ウ 呉市下蒲刈町下黒島南端 エ 呉市下蒲刈町上黒島南端 オ 呉市蒲刈町黒鼻 カ 呉市豊浜町斎島西端 キ 呉市豊浜町斎島東端 ク 愛媛県岡村島観音崎 ケ 呉市川尻町犬戻ケ鼻 コ 呉市川尻町柏島南端 サ コから呉市豊浜町豊島北端を見通す線と同市蒲刈町小松島東端から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線との交点 シ 呉市蒲刈町小松島東端から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線とスから同市豊町鍋島西端を見通す線との交点 ス 豊田郡大崎上島町七々見塚崎 セ 豊田郡大崎上島町一貫目鼻 ソ 愛媛県大三島稚子ケ鼻
4	次のア・イ・ウ・エを順次結んだ3直線、オ・カを結んだ直線、キ・ク・ケ・コを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 呉市安浦町安登一本松の鼻 イ アから呉市豊浜町三角島長崎鼻を見通す線上2, 000メートルの点 ウ 東広島市安芸津町小芝島南端 エ 東広島市安芸津町大芝島南端 オ 東広島市安芸津町大芝島モチエの鼻 カ 東広島市安芸津町藍之島南西端 キ 東広島市安芸津町藍之島北東端（明神鼻） ク 東広島市安芸津町鼻繰島西端 ケ 東広島市安芸津町ホボロ島西端 コ 東広島市安芸津町木谷赤崎鼻
5	次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オを順次結んだ2直線、カ・キを結んだ直線、ク・ケを結んだ直線、コ・サを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 豊田郡大崎上島町大琴島北東の鼻 イ 豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻 ウ 豊田郡大崎上島町生野島カンネ鼻 エ 豊田郡大崎上島町臼島南端 オ 豊田郡大崎上島町箕島北東端 カ 豊田郡大崎上島町箕島西端 キ 豊田郡大崎上島町長島鷺崎 ク 豊田郡大崎上島町長島西端

ケ 豊田郡大崎上島町大相賀島東端
コ 豊田郡大崎上島町大相賀島南端
サ 豊田郡大崎上島町尾辺ケ鼻

6 次のア・イ・ウ・エ・オ・カ・キを順次結んだ6直線、キ・クを距岸200メートルの線で結んだ線、ク・ケ・コを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 東広島市安芸津町木谷赤崎鼻

イ 竹原市吉名町と東広島市安芸津町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの点

ウ 竹原市吉名町太郎鼻から同市碓島の高を見通す線上200メートルの点

エ 竹原市下野町と同市吉名町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町生野島の高を見通す線上700メートルの点

オ 竹原市ハチ岩の高から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの点

カ 竹原市高崎町と同市竹原町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線上300メートルの点

キ 竹原市高崎町と同市竹原町との最大高潮時海岸線における境界から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点

ク コから120度の線と距岸200メートルの線との交点

ケ コから竹原市福田町旧市営貯木場護岸の西角を見通す線上200メートルの点

コ 竹原市高崎町高崎橋南側左岸付け根から護岸沿い東へ109メートルの点

7 次のア・イを結んだ直線、ウ・エを結んだ直線、エ・オを尾道市瀬戸田町高根島及び同町生口島の西回りに距岸500メートルで結んだ線、オ・カを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

イ 三原市鷺浦町須ノ上港南側防波堤南側付け根

ウ 三原市鷺浦町和霊石の鼻

エ 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻からウを見通す線と距岸500メートルの線との交点

オ カから愛媛県岩城島新城鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点

カ 尾道市瀬戸田町と同市因島原町との最大高潮時海岸線における境界

	8 廿日市市宮島町巖島、大竹市阿多田島（同市猪子島を含む。）、同市白石（一ツ石）、同市甲島、江田島市沖美町大黒神島、同町馬ヶ瀬、同市大柿町長島、呉市倉橋町黒島、同町横島、同町白石（三ツ石）、同市情島、同市下蒲刈町下黒島、同町上黒島、同市豊浜町斎島の距岸５００メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域並びに江田島市沖美町絵の島、同町大奈佐美島の距岸３００メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びに竹原市阿波島の距岸２００メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、１、２及び３の海域を除く。
流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業	次のア・イ・ウを順次結んだ２直線、エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コを順次結んだ６直線、サ・シ・スを順次結んだ２直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点 イ 江田島市沖美町入鹿鼻 ウ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻 エ 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻 オ 江田島市大柿町長島南端 カ 呉市倉橋町黒島西端 キ 呉市倉橋町横島南端 ク 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央 ケ 呉市倉橋町亀ヶ首東端 コ 呉市情島南端 サ 呉市情島北端 シ サから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町小アジワ島の高からスを見通す線との交点 ス 呉市広黄幡町石ヶ鼻

別表第３（漁業種類毎に定める禁止期間及び禁止区域）

漁業種類	禁止期間	禁 止 区 域
小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業	５月１日から９月３０日まで	1 次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オを順次結んだ２直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 江田島市沖美町銭亀の鼻 イ 江田島市沖美町大奈佐美島東端 ウ 江田島市沖美町大奈佐美島西端 エ 江田島市沖美町まないた石灯標 オ 江田島市沖美町入鹿鼻

	2月1日から6月14日まで	2 次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オ・アを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 東広島市安芸津町小芝島南端 イ 東広島市安芸津町大芝島南端 ウ 東広島市安芸津町大芝島南東端 エ 東広島市安芸津町ホボロ島南端 オ 東広島市安芸津町唐船島南西端
ごち網漁業のうち、そのローラーごち網漁業	7月16日から翌年3月31日まで	1 次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オを順次結んだ2直線、カ・キ・クを順次結んだ2直線、ク・ケを距岸300メートルで結んだ線、ケ・コを結んだ直線、サ・シを結んだ直線、ス・セ・ソ・アを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域。ただし、別表第2ごち網漁業の禁止区域8の海域を除く。 ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点 イ 廿日市市宮島町革籠崎 ウ 廿日市市宮島町聖崎 エ 広島市佐伯区津久根島の高 オ 広島市南区似島オオイカダ鼻 カ 広島市南区似島外方鼻 キ 江田島市江田島町鼻ぐり ク 江田島市沖美町と同市能美町高田との最大高潮時海岸線における境界からキを見通す線と距岸300メートルの線との交点 ケ コから江田島市沖美町櫓石を見通す延長線と距岸300メートルの線との交点 コ 江田島市沖美町おちこみ石 サ 江田島市沖美町入鹿鼻 シ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻 ス 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻 セ 江田島市大柿町長島南端 ソ 大竹市阿多田島南端
	3月1日から10月31日まで	2 次のア・イ・ウを順次結んだ2直線、エ・オを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域。ただし、別表第2ごち網漁業の禁止区域8の海域を除く。 ア 呉市倉橋町大向鼻 イ アから山口県小柱島東鼻を見通す線とウから同県端島北端を見通す線との交点 ウ 呉市倉橋町黒島南東端 エ 呉市倉橋町黒島西端 オ 呉市倉橋町城岸鼻

	1 1 月 1 日 から翌年 3 月 3 1 日ま で	3 次のア・イを結んだ直線以東、ウ・エ・オ・カ・キを順次結んだ 4 直線以西、ク・ケを結んだ直線以南の海域で、最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域 ア 尾道市因島原町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界 イ 愛媛県岩城島新城鼻 ウ 愛媛県弓削島京の小島 エ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻東端から愛媛県百貫島灯台を見通す線上 1 0 0 メートルの点 オ 尾道市因島三庄町白滝鼻から愛媛県百貫島灯台を見通す線上 1 0 0 メートルの点 カ キから福山市内海町当木島南端を見通す線上 1 0 0 メートルの点 キ 尾道市因島坊地島鼻 ク 尾道市因島田熊町と同市因島西浦町との最大高潮時海岸線における境界 ケ 尾道市因島洲江町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界
	7 月 1 日か ら翌年 3 月 3 1 日まで	4 次のア・イを結んだ直線、ウ・エを結んだ直線、オ・カを結んだ直線、カ・キを距岸 3 0 0 メートルで結んだ線、キ・クを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端 イ 尾道市向東町大磯鼻東端 ウ 尾道市向島町布刈鼻 エ 尾道市向島町岩子島鶏小島の鼻 オ 三原市筆影山（犬吠山）から尾道市向島町岩子島西岩岳三角点を見通す線と岩子島の最大高潮時海岸線との交点 カ 三原市筆影山（犬吠山）からオを見通す線と同市貝野町における距岸 3 0 0 メートルの線との交点 キ クから三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線と距岸 3 0 0 メートルの線との交点 ク 三原市須波西町 J R 呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ 8 5 メートルの点
流し刺し網 漁業のうち さわら流し 刺し網漁業	8 月 1 日か ら翌年 3 月 3 1 日まで	1 次のア・イ・ウを順次結んだ 2 直線、エ・オ・カ・キ・クを順次結んだ 4 直線及び最大高潮時海岸線とを結んだ線以南の広島県の海域 ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点 イ 江田島市沖美町入鹿鼻 ウ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻

		エ 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻 オ 江田島市大柿町長島南端 カ 呉市倉橋町黒島西端 キ 呉市倉橋町横島南端 ク 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央
		2 次のア・イ・ウを順次結んだ2直線、エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コを順次結んだ6直線、ケからコを見通す延長線及び最大高潮時海岸線とを結んだ線以南の広島県の海域 ア 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央 イ 呉市倉橋町亀ヶ首東端 ウ 呉市情島南端 エ 呉市情島北端 オ エから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町小アジワ島の高からカを見通す線との交点 カ 呉市広黄幡町石ヶ鼻 キ 呉市下蒲刈町下黒島南端 ク 呉市下蒲刈町上黒島南端 ケ 呉市蒲刈町黒鼻 コ 呉市豊浜町斎島西端
		3 次のア・イ・ウ・エ・オを順次結んだ4直線及びエからオを見通す延長線以東の広島県の海域 ア 呉市広黄幡町石ヶ鼻 イ 呉市下蒲刈町下黒島南端 ウ 呉市下蒲刈町上黒島南端 エ 呉市蒲刈町黒鼻 オ 呉市豊浜町斎島西端
流し刺し網漁業のうち すずき流し刺し網漁業	1 2 月 1 日 から翌年 8 月 3 1 日ま で	1 次のア・イを結んだ直線、ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点 イ 江田島市沖美町入鹿鼻 ウ 江田島市江田島町二ツ子島 エ 海岸線における呉市と安芸郡坂町との市町標識間の中央
	1 1 月 1 日 から翌年 8 月 3 1 日ま で	2 次のア・イを結んだ直線、ウ・エを結んだ直線、オ・カを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 江田島市江田島町二ツ子島 イ 海岸線における呉市と安芸郡坂町との市町標識間の中央 ウ エから呉市吉浦町高畑山の高を見通す線と同市昭和町日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所南側護岸との交点

		工 呉市音戸町日附鼻
		才 呉市音戸町猿ヶ鼻
		力 江田島市江田島町秀崎